

○木更津市霊園の設置及び管理に関する条例

昭和63年3月29日

条例第3号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条の3）
- 第2章 一般墓地（第6条—第22条）
- 第3章 合葬式墓地（第23条—第40条）
- 第4章 雑則（第41条—第44条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、木更津市霊園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 本市は、公衆衛生の向上を図るため霊園を設置する。

（名称及び位置）

第3条 霊園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
木更津市霊園	木更津市矢那3,711番地

（定義）

第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 霊園 一般墓地、合葬式墓地及びこの効用を全うする施設並びに区域の総体をいう。
- (2) 一般墓地 焼骨（遺髪その他これに類するものを含む。以下同じ。）を埋蔵するための墳墓ごとに区画された場所をいう。
- (3) 合葬式墓地 多数の焼骨を合同して埋蔵するための施設をいう。

（開園時間）

第5条 木更津市霊園の開園時間は、次の表の左欄に掲げる開園時期に応じ、同表の右欄に定める時間とする。この場合において、合葬式墓地の礼拝所開所時間についても、同様とする。

開園時期	開園時間
------	------

通常期（3月から10月までの間で夏季及びその他を除く。）	午前8時30分から午後6時まで
冬季（1月、2月、11月及び12月）	午前8時30分から午後4時30分まで
夏季（8月1日から8月16日まで）	午前6時から午後7時まで
その他（春分の日又は秋分の日の前3日から後3日までの7日間）	午前7時から午後6時まで

2 前項に定めるもののほか市長が特別に認めるときは、開園することができる。

（指定管理者による管理）

第5条の2 市長は、霊園の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条の3 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 霊園の維持管理に関する業務
- (2) 第20条第1項に規定する許可及び同条第3項に規定する一時使用料の徴収に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

第2章 一般墓地

（一般墓地の使用者の資格）

第6条 一般墓地を使用できる者は、本市に引続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されているものであつて世帯主及び祭祀を主宰する者とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（一般墓地の使用許可）

第7条 一般墓地を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 一般墓地の使用許可は、使用する者1人につき1区画とし、一般墓地使用許可証を交付して行う。
- 3 第1項の規定により許可をする場合においては、区画を指定するほか必要な制限又は条件を付することができる。

（一般墓地の使用申請者の公募）

第8条 市長は、一般墓地の数、申請期間その他の規則で定める事項を公表して一般墓地を使用しようとする者を公募するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき

は、この限りでない。

- (1) 公共事業の施行に伴い、一般墓地の移転を要する者に使用させる必要があるとき。
- (2) 使用申請者が、焼骨を所持しているとき（墓地に埋蔵されている、又は納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設に納めている焼骨を含む。）。
- (3) その他市長が特別の事由により使用させる必要があると認めるとき。

（選考の方法）

第9条 市長は、公募の結果、使用申請者の数が使用させる一般墓地の数を超える場合は、規則で定めるところにより、抽選により使用させる者を決定する。この場合において、埋蔵又は納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設に納めていない焼骨を有し、かつ、墓地を有しない者を優先して扱うことができる。

（一般墓地の種類・区画面積）

第10条 一般墓地の種類及び区画面積は、次の表のとおりとする。

種類	区画面積
普通墓地	1.5平方メートル
	2平方メートル
	3平方メートル
	3.5平方メートル
	4.5平方メートル
	5平方メートル
	6平方メートル
	6.5平方メートル
	8平方メートル
	9平方メートル
	10.5平方メートル
	11.5平方メートル
	12平方メートル
	16平方メートル
	18平方メートル
24平方メートル	
30平方メートル	

	48平方メートル
芝生墓地	3平方メートル

(一般墓地の使用制限)

第11条 一般墓地は、焼骨の埋蔵、墓碑等の建設の目的以外に使用してはならない。ただし、祭祀のため使用する場合は、この限りでない。

(一般墓地の使用者の管理義務)

第12条 一般墓地の使用許可を受けた者（以下この章において「使用者」という。）は、使用する一般墓地内の工作物、樹木等の転倒その他他人に危険又は迷惑を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

(一般墓地の返還)

第13条 使用者は、一般墓地の全部又は一部が不用になつたときは、その場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。

2 前項に規定する使用者は、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(一般墓地の位置変更等)

第14条 市長は、霊園の事業執行又は維持管理上やむを得ないと認めるときは、使用者に対し、一般墓地の位置を変更させ、若しくは返還させ又は物件の位置の変更（以下「一般墓地の位置変更等」という。）をさせることができる。

2 市長は、前項の規定により一般墓地の位置変更等をさせようとするときは、一般墓地の位置変更等をさせようとする日の6月前までに使用者に通知しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により一般墓地の位置変更等をさせたときは、これを補償するものとする。

(一般墓地の使用権の承継及び消滅)

第15条 一般墓地の使用権は、民法（明治29年法律第89号）第897条の規定により祭祀を承継して主宰する者が市長に届け出ることによつて、これを承継する。

2 前項に規定するもののほか、特別の事由があると認められる場合は、使用者の縁故者が使用権を引継ぐことができる。

3 使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用権は消滅する。

(1) 使用者が死亡したとき(死亡したときから3年以内に第1項の規定による使用権の承継を届け出た場合を除く。)

(2) 使用者が住所不明となつて10年を経過したとき。

(一般墓地の使用権の消滅による改葬)

第16条 前条第3項第1号の事由が発生した日から5年を経過したとき、又は同条同項第2号に該当したときは、市長はその焼骨を一定の場所に改葬することができる。

(一般墓地の使用許可の取消)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一般墓地の使用許可を取消することができる。

- (1) 使用者が、許可を受けた目的以外に使用したとき。
 - (2) 使用者が第7条第3項の規定による使用許可制限又は許可条件に違反したとき。
 - (3) 使用者が一般墓地使用許可証を譲渡し、転貸し、又は担保に供したとき。
 - (4) 虚偽の申請、その他不正の手段により使用許可を受けたことが判明したとき。
 - (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 2 前項の規定により使用許可を取消されたときは、使用者は、直ちにその場所を原状に復して市長に返還しなければならない。
- 3 前項の義務者がその措置を行わなかつた場合は、原状回復に要する費用を徴収することができる。

(一般墓地の使用料)

第18条 一般墓地の使用料は、次に掲げるものとし、使用許可の際これを徴収する。この場合において、使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、当該端数に係る使用料は、1平方メートル当たりの金額に当該端数を乗じて得た額とする。

- (1) 普通墓地 使用面積1平方メートルにつき 130,000円
- (2) 芝生墓地 使用面積1平方メートルにつき 145,000円

2 前項の規定にかかわらず、第15条第1項又は第2項の規定により使用権を承継した場合又は使用権を引継いだ場合は、使用料を徴収しない。

(一般墓地の使用料の還付)

第19条 既納の一般墓地の使用料は、これを還付しない。ただし、第13条第1項の規定により使用者が次の表の左欄に掲げる期間に一般墓地を返還したときは、同表の右欄に定める額を還付する。この場合において、一部不用で返還する場合は、次の表に定めるそれぞれの還付額に返還面積の割合を乗じて得た額を還付する。

使用許可の日より	還付額
1年未満	既納した使用料の額に100分の70を乗じて得た額

1年以上2年未満	既納した使用料の額に100分の50を乗じて得た額
2年以上	既納した使用料の額に100分の40を乗じて得た額

(一時使用の許可)

第20条 一般墓地に墓碑等の建設又は撤去を行うため霊園を一時使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、霊園許可証を交付して行う。

3 第1項の規定により許可を受けた者は、その許可の際、1区画1工事当たり1,000円の一時使用料を納付しなければならない。

(手数料)

第21条 市長は、一般墓地使用許可証の再交付を申請した者又は第15条第1項の規定による使用権の承継をした者から1件につき300円の手数料を徴収する。

(一般墓地の管理手数料)

第22条 使用者は、霊園の清掃(墓石は除く。)及び共通施設の維持管理費として、使用面積1平方メートルにつき年800円の管理手数料を納付しなければならない。この場合において、使用面積に1平方メートルに満たない端数があるときは、当該端数に係る管理手数料は、1平方メートル当たりの金額に当該端数を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、一般墓地使用者が生活困窮その他の理由により管理手数料を納付することが困難であると認めたときは、管理手数料を減額し、又は免除することができる。

第3章 合葬式墓地

(合葬式墓地の施設)

第23条 合葬式墓地に礼拝所、1体用及び2体用の納骨壇を設けた納骨室、合葬室並びに記名板を置く。

(埋蔵の方法)

第24条 市長は、合葬式墓地において、焼骨を次に掲げる方法により埋蔵するものとする。

(1) 合葬式墓地の使用許可のあつた日から起算して20年を経過する日までの間は、納骨壇に焼骨を埋蔵し、20年を経過した日以後は、当該焼骨を合葬室に埋蔵する方法

(2) 一般墓地に埋蔵されていた焼骨を納骨壇に埋蔵せず、直接合葬室に埋蔵する方法

(合葬式墓地の使用者の資格)

第25条 前条第1号に掲げる方法により合葬式墓地を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 現に一般墓地の使用許可を受けていない者であつて、本市に引続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次のア及びイに掲げる者の区分に応じ、当該ア及びイに定める要件に該当するもの

ア 焼骨を所持している者 合葬式墓地の使用許可を受けようとする者と申請に係る焼骨が規則で定める関係にあり、当該焼骨が次条第1項の許可の申請以前に墓地（一般墓地を除く。）に埋蔵されたことのない、又は納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設に納めたことのないものであること。

イ 焼骨を所持していない者 自己の利用を目的とし、かつ、年齢が65歳以上であること。この場合において、2体用の納骨壇を使用するときは、許可を受けようとする者とその者以外の者が規則で定める関係にあり、許可を受けようとする者以外の者の年齢が65歳以上であること。

(2) 焼骨（生前に本市に引続き2年以上住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていた者の焼骨であつて、次条第1項の許可の申請以前に墓地に埋蔵されたことのない、又は納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設に納めたことのないものに限る。）を所持している者で、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア 現に一般墓地の使用許可を受けていない者であつて、合葬式墓地の使用許可を受けようとする者と申請に係る焼骨が規則で定める関係にあるもの

イ 申請に係る焼骨につき戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条第1項に規定する死亡の届出義務者となる者及び同条第2項に掲げる者に該当するもの（合葬式墓地の使用許可を受けようとする者と申請に係る焼骨が規則で定める関係にあるものを除く。）

(3) 第15条の規定による一般墓地の使用権を承継した者で当該一般墓地を返還したもののうち、第1号ア及びイに掲げる者の区分に応じ、当該ア及びイに定める要件に該当するもの

2 前条第2号に掲げる方法により合葬式墓地を使用することができる者は、現に一般墓地の使用許可を受けていない者であつて、一般墓地に埋蔵されていた焼骨を現に所持しているものとする。

（合葬式墓地の使用許可）

第26条 合葬式墓地を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、納骨壇を使用しようとするときは、1体用又は2体用の納骨壇のいずれか及び埋蔵されることとなる者又は焼骨を特定しなければならない。

- 2 前項の許可は、合葬式墓地使用許可証を交付して行う。
- 3 第1項の規定により許可をする場合においては、納骨壇を指定するほか必要な制限又は条件を付することができる。

(合葬式墓地の使用申請者の公募)

第27条 市長は、申請期間その他の規則で定める事項を公表し、合葬式墓地を使用しようとする者を公募するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第24条第2号に掲げる方法によるとき。
- (2) 使用申請者が、墓地に埋蔵されていない、又は納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設に納めていない焼骨を所持しているとき。
- (3) その他市長が特別の事由により使用させる必要があると認めるとき。

(選考の方法)

第28条 市長は、公募の結果、使用申請者の数が使用させる合葬式墓地の数を超える場合は、規則で定めるところにより、抽選により使用させる者を決定する。

(埋蔵できる期日)

第29条 合葬式墓地に焼骨を埋蔵することのできる期日は、12月29日から翌年1月3日までを除く、午前9時から午後4時までとする。

(合葬式墓地の使用制限等)

第30条 合葬式墓地には、使用許可に係る焼骨に限り、埋蔵することができる。

- 2 納骨室及び合葬室には、立ち入ることができない。ただし、納骨壇に焼骨を埋蔵する場合は、この限りでない。
- 3 納骨壇に埋蔵する焼骨の容器は、規則に定める基準に適合したものでなければならない。
- 4 自己の利用を目的として合葬式墓地の使用許可を受けた場合は、死後において焼骨が合葬式墓地に埋蔵されるようあらかじめ必要な措置を講じておかななければならない。

(合葬式墓地の使用の取りやめ)

第31条 第24条第1号に掲げる方法による合葬式墓地の使用許可(以下この章において「納骨壇の使用許可」という。)を受けた者(以下この章において「納骨壇の使用者」という。)は、合葬式墓地を使用する必要がなくなつたときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 納骨壇の使用者は、前項の規定による届出をした場合において焼骨が納骨壇に埋蔵されているときは、市長の指定する期日までに当該焼骨を引き取らなければならない。

(焼骨の返還)

第32条 合葬室に埋蔵された焼骨は、返還しない。

(合葬式墓地の使用権の承継)

第33条 合葬式墓地の使用権の承継は、認めない。

2 前項の規定にかかわらず、納骨壇の使用者が死亡した場合に次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める者に限り、規則で定めるところによりその旨を届け出ることによつて使用権を承継することができる。

(1) 1体用の納骨壇の使用許可を受けているとき 祭祀を主宰する者

(2) 2体用の納骨壇の使用許可を受けていて、2体の焼骨が納骨壇に埋蔵されているとき
祭祀を主宰する者

(3) 2体用の納骨壇の使用許可を受けていて、焼骨が納骨壇に埋蔵されていないとき 当該使用権において埋蔵されることとされている者

(合葬式墓地の使用許可の取消)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、合葬式墓地の使用許可を取消することができる。

(1) 合葬式墓地の使用許可を受けた者が、第26条第3項の規定による使用許可制限又は許可条件に違反したとき。

(2) 合葬式墓地の使用許可を受けた者が合葬式墓地使用許可証を譲渡し、転貸し、又は担保に供したとき。

(3) 虚偽の申請、その他不正の手段により使用許可を受けたことが判明したとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により使用許可を取消された者で納骨壇に焼骨を埋蔵している者は、市長の指定する期日までに当該焼骨を引き取らなければならない。

(埋蔵位置の変更)

第35条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、納骨壇に埋蔵されている焼骨を他の納骨壇又は合葬室に埋蔵することができる。

(1) 第31条第2項又は前条第2項の規定による焼骨の引き取りがされないとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、合葬式墓地の管理その他事業執行上必要があるとき。

(記名板)

第36条 合葬式墓地の使用許可を受けた者は、記名板を規則で定める方法で使用することができる。

2 記名板に刻字できる事項は、氏名その他の規則で定める事項とする。

(合葬式墓地の使用料)

第37条 合葬式墓地の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を使用許可の際に徴収する。

- (1) 記名板を使用しない1体用の納骨壇 80,000円
- (2) 記名板を使用しない2体用の納骨壇 160,000円
- (3) 記名板を使用する1体用の納骨壇 90,000円
- (4) 記名板を使用する2体用の納骨壇 180,000円
- (5) 第24条第2号に掲げる方法 次のア及びイに掲げる区分に応じ、当該ア及びイに定める額
 - ア 記名板を使用する場合 1体あたり30,000円
 - イ 記名板を使用しない場合 1体あたり20,000円

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、合葬式墓地使用料の一部を減額することができる。

(合葬式墓地の使用料の還付)

第38条 既納の合葬式墓地の使用料は、これを還付しない。ただし、納骨壇の使用者が次の表の左欄に掲げる期間に納骨壇を返還したときは、同表の右欄に定める額を還付する。

使用許可の日より	還付額
1年未満	既納した使用料の額に100分の30を乗じて得た額
1年以上5年未満	既納した使用料の額に100分の20を乗じて得た額
5年以上10年未満	既納した使用料の額に100分の10を乗じて得た額

(手数料)

第39条 市長は、合葬式墓地使用許可証の再交付を申請した者から、1件につき300円の手数料を徴収する。

(合葬式墓地の管理手数料)

第40条 合葬式墓地の管理手数料は、無料とする。

第4章 雑則

(行為の禁止)

第41条 何人も木更津市霊園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、指定管理者(第3号及び第8号に掲げる行為については市長)が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 工作物、樹木等その他の施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 土石を採取し、その他土地の形質を変更すること。
- (3) 物品等を販売すること。
- (4) 広告その他これに類するものを掲示し、又は配布すること。
- (5) 市長が指定する立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 市長が指定する場所以外に車両を乗り入れること。
- (7) 市長が指定する場所以外にごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (8) その他木更津市霊園の維持管理に支障のある行為をすること。

(損害賠償)

第42条 何人も故意又は過失により霊園を損傷し又は滅失したときは、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(市の免責)

第43条 市長は、天災、盗難及び使用者の義務の不履行による事故等については、一切の責任を負わない。

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

(木更津市霊園使用条例の廃止)

2 木更津市霊園使用条例(昭和33年木更津市条例第7号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過規定)

3 この条例の施行の際、現に旧条例の規定に基づいてなされた許可その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に基づいてなされた許可その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際、現に旧条例の規定に基づいて徴収すべきであつた使用料、手数料及び管理手数料は、なお従前の例による。

(適用区分)

5 第25条第2項の規定は、平成27年4月1日以降に一般墓地を返還し、当該一般墓地に埋蔵されていた焼骨を現に所持している者について適用する。

附 則(平成4年3月27日条例第6号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成4年6月1日から施行する。(後略)

(木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 この条例の施行の日前に納付事由が生じた平成4年度分の管理手数料については、改正後の木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成6年12月22日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に旧条例第6条の規定により墓地の使用許可をされた者の平成7年度分の管理手数料については、改正後の木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第22条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成8年12月21日条例第17号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月20日条例第8号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月17日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(合葬式墓地の公募に関する準備行為)

2 この条例による改正後の木更津市霊園の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第27条の規定による公募は、この条例の施行前においても、新条例第27条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の木更津市霊園の設置及び管理に関する条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項の規定により許可を受けている者は、施行の日に新条例第7条第1項の規定により許可を受けたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第6条第2項の規定により交付されている墓地使用許可証は、新条例第7条第2項により交付された一般墓地使用許可証とみなす。

(木更津市証紙条例の一部改正)

- 5 木更津市証紙条例（昭和39年木更津市条例第7号）を次のように改正する。

第2条第3号中「第22条」を「第22条第1項」に改める。

附 則（平成29年3月23日条例第11号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。ただし、第1章中第5条の次に2条を加える改正規定並びに第20条及び第41条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例による改正後の木更津市霊園の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による指定管理者の指定の手続きは、平成30年4月1日前においても行うことができる。

(使用料の還付)

- 3 新条例第38条の規定にかかわらず、平成27年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に一般墓地を返還し、この条例による改正前の木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第26条第1項の許可を受けた者が、平成29年11月30日までに納骨壇を返還し、新条例第24条第2号に掲げる方法による同条例第26条第1項の許可を受けた場合には、次の表の左欄に掲げる納骨壇の使用期間の区分に応じ、焼骨1体あたりにつき同表の右欄に定める額を還付する。

使用許可の日より	還付額
1年未満	56,000円
1年以上2年未満	52,000円
2年以上3年未満	48,000円

附 則（令和元年9月27日条例第20号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用者が既に死亡している場合における、この条例による改正後の木更津市霊園の設置及び管理に関する条例第15条第3項第1号の規定の適用については、同号中「死亡したときから」とあるのは、「令和元年10月1日から」と読み替えるものとする。

- 3 この条例による改正後の木更津市霊園の設置及び管理に関する条例の規定（第15条第

3項の改正規定を除く。)は、施行日以後の申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月18日条例第41号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第18条及び第22条の改正規定は、公布の日から施行する。